(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	福知山市

福知山市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 産業政策部農林業振興課所 在 地 福知山市字内記13番地の1電 話 番 号 0773-24-7047 FAX番 号 0773-23-6537

メールアドレス noushin@city.fukuchiyama.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、アナグマ タヌキ、ハクビシン、ヌートリア、ニホンザル、 ツキノワグマ、カラス、カワウ
計画期間	令和5年度~令和7年度
対象地域	京都府福知山市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和3年1月1日~令和3年12月31日)

自巣の揺籾	被害の現状		
鳥獣の種類		被害	数値
	品目	被害金額(万円)	被害面積的
ニホンジカ	水稲、豆類、果樹、野菜、 工芸作物	782	9.39
イノシシ	水稲、麦類、豆類、果樹、 飼料作物、野菜、いも類、 工芸作物	2,103	19.03
アライグマ	果樹、野菜	25	0.05
アナグマ	豆類、野菜		
タヌキ ハクビシン		17	0.07
ヌートリア	水稲	1	0.01
ニホンザル	水稲、豆類、果樹、野菜	73	0.57
ツキノワグマ	水稲、果樹	61	0.46
カラス	豆類、果樹、飼料作物、野 菜	338	0.39
カワウ	魚類	約1,200	

(2)被害の傾向

市域の約 76%が森林であり、山際に多くの農地が隣接していることから、全域で野生鳥獣による農林作物への被害が発生している。

主な鳥獣の被害の傾向は次のとおり。

[ニホンジカ]

市内全域に生息し、水稲においては田植えの時期に新芽を食べられ収量が低下してしまう被害が主であり、播種期から収穫期まで年間通して被害が発生している。また、1年を通して、豆類、果樹等への農作物被害が多く発生している。また、森林においては苗木の食害や下層植生の消失等の被害が発生している。

[イノシシ]

市内全域に生息し、春先にはタケノコや麦類への食害、夏から秋にかけては 豆類への食害が発生している。また、水稲被害に関しては畔の掘り起こしによ る崩壊、田の踏み荒らし、稲の食害が1年を通して見受けられる。その他、1年 を通じて野菜、いも類等への食害も多く発生している。

令和3年4月に福知山市内でも豚熱の陽性個体が確認されて以降、市内全域が感染確認区域となった。それに伴い捕獲数も大幅に減ってはいるものの、イノシシの出産時期と春の農繁期が重なるため、幼獣等による食害等の被害は依然として大きい。

[アライグマ]

平成 15 年ごろから急激に生息数が増加し、平成 21 年度には有害鳥獣捕獲として 213 頭の捕獲があったが、それ以降捕獲頭数は、減少傾向にある。

被害としては、果樹、野菜等への農作物被害が発生しており、令和3年度は被害が増加した。

[アナグマ・タヌキ・ハクビシン]

市内全域で年間を通して、野菜等への農作物被害が発生している。
[ヌートリア]

令和4年度においては、捕獲実績1頭であるが、川沿いを中心に目撃情報は複数寄せられている。大きな農作物被害は報告されていない。

[ニホンザル]

市内においては、三和町菟原地域に出没する三和A群、三和町川合地域に 出没する綾部E群の2群が確認されており、豆類、野菜等への農作物被害が 発生している。また、三和町細見地域や大江町の由良川沿川の複数の地域に おいても複数頭のサルが目撃されている。

他の地域では、散発的なハナレザルの目撃情報が複数寄せられ、一部地域では農作物被害が発生している。

これらの個体の中には、人を威嚇するなど人馴れが進んだ個体や、人家に 近づきエサを探す個体がおり、生活環境被害が発生している。

[ツキノワグマ]

[カラス]

年間 100 件程度の目撃情報が寄せられており、特に朝夕に多く目撃されている。民家付近への出没の主な要因は柿等の放任果樹によるものであり、令和4年度においては人身事故も発生した。住居建屋内への侵入や、空き家の扉を破るなどの被害が出ていることから、更なる人身事故発生の恐れがあり、市民の日常生活における不安は年々高まっている。

市内全域で年間を通して、野菜等への農作物被害が発生している。
〔カワウ〕

例年5月~6月頃に実施されるアユの稚魚放流時期に食害が発生し、その他、天然遡上のアユやその他の魚にも食害が発生している。

(3)被害の軽減目標

[総	額〕
て 小りじょ	しいこ

5 5 55		
指 標	現状値(令和3年)	目標値(令和7年)
面 積	30.50ha	18.93ha
金 額	3,474 万円	2,156 万円

〔ニホンジカ〕

指 標	現状値(令和3年)	目標値(令和7年)
面 積	9.39ha	5.83ha
金 額	782 万円	485 万円

〔イノシシ〕

指 標	現状値(令和3年)	目標値(令和7年)
面積	19.03ha	11.81ha
金 額	2,103 万円	1,305 万円

[アライグマ]

指 標	現状値(令和3年)	目標値(令和7年)
面積	0.05ha	0.03ha
金 額	25 万円	16 万円

[アナグマ・タヌキ・ハクビシン]

指 標	現状値(令和3年)	目標値(令和7年)
面 積	0.07ha	0.04ha
金 額	17 万円	11 万円

[ヌートリア]

指 標	現状値(令和3年)	目標値(令和7年)
面 積	0. 01ha	0.01ha
金 額	1 万円	0.6 万円

[ニホンザル]

指 標	現状値(令和3年)	目標値(令和7年)
面 積	0.57ha	0.35ha
金 額	72 万円	45 万円

[ツキノワグマ]

指 標	現状値(令和3年)	目標値(令和7年)
面積	0.46ha	0.29ha
金 額	61 万円	38 万円

[カラス]

指 標	現状値(令和3年)	目標値(令和7年)
面 積	0.39ha	0.24ha
金 額	338 万円	210 万円

〔そのほかの鳥獣〕

指 標	現状値(令和3年)	目標値(令和7年)
面 積	0.53ha	0.33ha
金 額	75 万円	45.4 万円

- ※現状値は、市内農区等から報告を受けた被害状況及び被害面積をもとに、作物別基準単価で算定したもの。
- ※カワウについては、被害の要因となる個体数の減少を目標とする。

(4)従来講じてきた被害防止対策

_	·/ル小冊	してさた板音防止対象	
		従来講じてきた被害防止対策	課題
	捕獲等	ニホンジカ、イノシシ等の被害増に対	○新規駆除隊員の活動支援
	に関す	応するため、次の取組を行う中で駆	○駆除の担い手の育成
	る取組	除隊による重点的な捕獲を実施して	○生息頭数の具体的な把握
		きた。	○生息密度推定調査結果に基
		〔捕獲体制整備〕	づいた、ニホンジカ等の重点的
		○新規駆除隊員の確保に向けた狩猟	な捕獲
		免許取得への補助	○相対的に捕獲頭数が少ない
		○駆除隊の捕獲活動に対する支援	時期の捕獲頭数増加
		○駆除隊員のハンター保険への補助	○ニホンジカ等の市域をまたが
		○駆除隊員を対象とした、安全講習	る捕獲活動の実施
		会の開催	○三和町細見地域等における
		○地域からの要請に基づく銃器を用	ハナレザルへの対応
		いた巻狩り形式の駆除の実施	
		○農区長等を対象とした効果的な捕	
		獲のための、捕獲檻補助者講習会の	
		開催	
		〇市内3か所の獣害対策モデル地区	
		における ICT を活用した地域住民主	
		体の箱わな、囲いわなでの捕獲に関	
		する実証	
		○大丹波地域サル対策広域協議会に	
		参加し、広域でのサル対策の検討	
		〔捕獲機材の導入〕	
		○赤外線センサーカメラや ICT 遠隔	
		操作可能な囲いわなの活用	
L			

	O 1 - 100 1 -	
	○大型獣用捕獲柵・檻の購入	
	〇サル捕獲檻、位置把握用の電波発	
	信機等の購入	
	〔捕獲鳥獣の処理方法〕	
	○中丹地域有害鳥獣処理施設を活	
	用した焼却処理による駆除隊員の負	
	担軽減	
防除等	〔侵入防止柵の設置〕	○防除効果を継続させるため
に関す	○過去3か年(令和元年度~令和3	の侵入防止柵の維持管理の徹
る取組	年度)で約 106kmの侵入防止柵の	底
	設置	○侵入防止柵周辺の草刈り等
	○サル(綾部E群)における、追い払	維持管理
	い活動等による自衛強化	○サル、クマ等に対する既存の
	○市内3か所獣害対策モデル地区に	侵入防止柵(メッシュ柵)の脆弱
	おける適切な侵入防止柵の維持管理	性
	指導	
生息環	[地域主体の周辺環境整備等]	○獣に近寄りづらいと思わせる
境管理	○市民へ回覧文書等で、放任果樹	ための「獣害に強い」集落づくり
その他	(柿等)の除去を呼びかけ	○耕作放棄地の保全管理等、地
の取組	○市内3か所の獣害対策モデル地区	元での適切な環境整備
	における適切な生息環境管理指導	○放任果樹(柿等)の集落内で
		の数量把握と、住民の現状理解

(5)今後の取組方針

野生鳥獣による被害が発生した地域の状況を把握した上で、地域住民、狩猟団体及び行政が連携を図り、「捕獲」、「防除」そして「生息環境管理」を3本柱とした総合的な鳥獣害対策を推進する。

[捕獲について]

- ○駆除隊によるくくりわな、箱わなを中心とした捕獲活動を推進し、加害個体 の減少若しくは農作物被害の軽減に向けた取り組みを実施する。
- ○また、狩猟免許取得費等を支援し捕獲従事者の育成に努め、有害鳥獣捕獲体制を確保する。
- ○京都府及び専門家等のデータを活用するなどし、ニホンジカ、イノシシの推定 生息数の把握に努める。
- ○生息密度推定調査結果に基づき、捕獲圧を高める地区と維持する地区をエリア化するなどメリハリのある捕獲を行う。
- ○狩猟期間においても積極的な捕獲を実施する。
- ○京都府に対し、市域をまたぐ広域での個体数管理を継続して要望する。
- ○ニホンザルの追い払いに必要な動物駆逐用煙火、ロケット花火、爆竹等を配布し、地域住民主体の追い払いを支援する。

○被害状況等に応じて、サル用捕獲檻の貸出を実施する。

[防除について]

- 〇農区等団体が主体となった侵入防止柵(電気柵、メッシュ柵等)の設置を推進する。また、研修会等を通して、地域による侵入防止柵の維持管理を徹底し、防除効果の持続化を図る。
- ○侵入防止柵について、複合柵導入の検討を行う。

[生息環境管理について]

- ○獣害対策モデル地区で得られたノウハウを、地域からの要望に応じて実施する出前講座等の中で発信し、除草や不要な誘引物の除去などの周辺環境の整備を進め、獣が近寄りづらい集落づくりを推進する。
- ○柿をはじめとする放任果樹の対策について、地域住民に広く周知できるよう 広報に取り組む。

〔その他の取組〕

- ○カワウについては、新規に対象鳥獣に追加するため、京都府及びカワウ対策 の専門家等から意見聴取するとともに、適切にモニタリングを継続できる体制 づくりを行い、市内における群れの状況、被害の状況をより正確に把握する。
- ○また、関連機関とも情報共有を密にし、追い払いや駆除等被害軽減に向けた 取組みについても検討していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

福知山市野生鳥獣被害防止対策事業実施要綱第5章第6条の規定に基づき、 市長が登録している福知山市有害鳥獣駆除隊員に、農作物被害軽減及び生活 環境被害軽減を目的とした有害鳥獣捕獲の従事者証を交付し、対象鳥獣の捕 獲活動を実施する。

(2)その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5 年度		〈ニホンジカ・イノシシ〉 ○要望のあった農区に捕獲檻を貸し出しする。 ○鳥獣を捕獲する担い手を育成するため、免許取 得者への支援を継続する。 ○京都府に対し、市域をまたぐ広域での個体数管
令和 6 年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ 他	理を継続して要望する。 〈ニホンザル〉 ○被害状況等に応じて、サル用捕獲檻の貸出を 実施する。 〈ツキノワグマ〉 ○クマ捕獲用ドラム缶檻を確保し、クマの出没や
令和 7 年度	他	被害の状況、自治会の要望等に応じて京都府と調整を行い、速やかに捕獲檻の設置を行う。 〈その他小動物〉 ○被害状況等に応じて小動物用捕獲檻の貸出を 実施する。

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の老え方

開張可画数分の放定の方元力						
対象鳥獣	過去 5 年間の捕獲実績(単位:頭)					
刈豕局訊 	H29	H30	R1	R2	R3	
ニホンジカ	3,251	2,911	2,901	4,619	5,009	
イノシシ	879	1,165	926	1,108	842	
アライグマ	17	21	9	47	57	
アナグマ	60	53	35	102	109	
タヌキ	47	41	45	102	73	
ハクビシン	43	46	40	61	39	
ヌートリア	0	2	1	0	0	
ニホンザル	4	3	3	13	9	

「ニホンジカ)

ツキノワグマ

生息範囲の拡大及び生息密度の増加のもと捕獲頭数は、令和3年度で 5,009 頭であった。同年度に実施した兵庫県立大学による「シカ・イノシシ生息 密度推定調査」結果によると、捕獲圧を低下させた場合、生息密度の高い地域 が広がると見込まれることから、継続した捕獲圧を維持する必要がある。

14

特に生息密度の高い地域、今後生息密度が高まると思われる地域について は、重点的な捕獲の実施による捕獲圧を高め、生息数の減少に向けた取り組み

を継続していく必要がある。

このため、「シカ生息密度推定調査」結果に基づき、捕獲圧を高める地区と維持する地区をエリア化するなどメリハリのある捕獲を行い、5,000頭の捕獲を目指す。また、狩猟期間においても、農区に対し柵・檻の活用を推進し、積極的な捕獲を実施する。

また、令和6年度に市域での「シカ・イノシシ生息密度推定調査」を計画しており、その結果を踏まえた捕獲手法についても検討する。

[イノシシ]

市内全域に生息し、農作物及び農業用施設への被害が発生している。令和元年度で 926 頭、令和2年度で 1,108 頭、令和3年度で 842 頭と継続した捕獲を行っているが、毎年大きな農作物被害を引き起こしている。

一方で、令和 3 年 4 月に市内で初めて豚熱の陽性個体を確認して以降、感染確認区域が徐々に拡大し、12 月には市内全域に広まったことにより、イノシシの生息頭数も大幅に減少したものと推測される。

令和3年度に実施した兵庫県立大学による「シカ・イノシシ生息密度推定調査」においても、豚熱の影響により市内全域的に生息密度は高くない結果となった。

しかし、他県では豚熱の感染が落ち着いたことにより個体数が増加したとの報告もあるため、今後も捕獲圧を維持し個体数の抑制を図る。

また、令和6年度に市域での「シカ・イノシシ生息密度推定調査」を計画しており、その結果を踏まえた捕獲手法についても検討する。

[アライグマ]

農作物被害とあわせ家屋侵入による生活環境被害が市街地を中心に発生しており、令和元年度で9頭、令和2年度で47頭、令和3年度で57頭の捕獲を行っている。平成21年度の213頭の捕獲をピークに捕獲数は減少しているが、令和3年度の農作物被害は増加し、家屋侵入による生活環境被害も報告されている。また、繁殖力が強いことから継続した捕獲が必要である。

[アナグマ・タヌキ・ハクビシン・ヌートリア]

農作物全般に被害を引き起こしており、狩猟期間ではあまり捕獲されない獣であることから、有害鳥獣駆除期間において、被害発生地での的確な捕獲を行うなど、継続して捕獲を行う必要がある。

[ニホンザル]

市内で確認されている2群については、装着された電波発信機を追いかけることにより、概ねの位置情報や群れの推定頭数を把握している。本調査を継続し、群れの拡大を防ぐため、京都府第二種特定鳥獣管理計画と整合を図った計画的な捕獲を行う。

三和町莬原地域に出没する三和 A 群は、市が構成員である大丹波地域サル対策広域協議会において、関連する市町と情報共有を図りながら、連携して個体数の管理を行う。

三和町川合地域に出没する綾部E群は、集落からエサが少なくなる冬季に川

合地域に出没するため、関連する市町と情報共有を図りながら、サル捕獲用地 獄檻や小型檻による個体数管理を行う。

[ツキノワグマ]

京都府第二種特定鳥獣管理計画によると、単年度における捕殺上限数は、丹 後個体群で 148 頭(生息数の 15%)、丹波個体群で 78 頭(生息数の 12%) までとなっており、単年度上限数から前年度捕殺数を引いた数を次年度に繰り 越して次年度の捕殺上限数を決定する。

捕獲上限数の範囲内で、被害状況等に応じ速やかに府と調整を図り、クマ捕獲用ドラム缶檻を設置する。

[カラス]

市内全域で被害が発生しており、狩猟期間ではあまり捕獲されない鳥であることから、有害鳥獣駆除期間において、被害発生地での檻による重点的な捕獲を行う必要がある。

[カワウ]

補助事業等の活用を視野に入れ、専門家の知見に基づく現地調査を実施し、高性能エアライフル等によるシャープシューティングの実施による捕獲活動を検討する。

划 名自₩		捕獲計画数等	
対象鳥獣 	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ	5,000	5,000	5,000
イノシシ	1, 200	1, 200	1, 200
アライグマ	30	30	30
アナグマ	60	60	60
タヌキ	50	50	50
ハクビシン	50	50	50
ヌートリア	5	5	5
ニホンザル	10京都府第二種特定鳥獣管理計画(ニホンザル)と整合をとる。	10京都府第二種特定鳥獣管理計画(ニホンザル)と整合をとる。	10京都府第二種特定鳥獣管理計画(ニホンザル)と整合をとる。

ツキノワグマ	10	10	10
カラス	50	50	50
カワウ	20	20	20

捕獲等の取組内容

捕獲計画に基づき次のとおり捕獲を実施する。

銃器以外を使用する被害防止捕獲について、京都府の第13次鳥獣保護管理 事業計画書では、許可期間が3か月とされているが、福知山市においては、農 作物被害や生活環境被害が1年を通して発生していることを考慮し、通年で捕 獲許可を出し捕獲を行う。

ただし、銃器を用いた巻狩形式の駆除においては安全確保の観点から捕獲許可期間を最長1か月とする。(わなにかかった大型獣や網がかり個体の止めさしは、銃器以外を使用する捕獲許可期間に準じる。)

なお被害防止捕獲が、狩猟及び狩猟期間の延長と誤解されることの無いよう、狩猟期間中のくくりわな及び狩猟期間前後における猟具の捕獲許可は行わない。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

福知山市全域を対象に、大型獣の止めさし及び遠く離れた獲物を捕獲するときに必要に応じて使用する。(通年)

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル及びアライグマ等の主な加害
福知山市全域	鳥獣について、平成 12 年以降、京都府から有害鳥獣捕獲許可
	等に関する権限が委譲されている。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

1/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10/10		•				
対象鳥獣	整備内容					
N 多局部	令	和5年度	Î	和6年度	令	和7年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル	メッシュ 電気柵	29,900m	メッシ	28,500m	メッシ 電気相	27,200m
	計	37,600m	計	35,800m	計	34,200m

(2)侵入防止柵の管理等に関する取組

機息象技	取組内容		
刈 多局訊	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ	○侵入防止柵を整備する農区等団体を対象に、設置後の維持		
イノシシ	管理を含めた説明会を開催する。		
ニホンザル	○地域住民対象の研	修会を開催する。	

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5 年度		◎「捕獲」「防除」「生息環境管理」の獣害対策3本柱の推進 〇各種研修会による地域課題の共有等により、地域住民による侵入防止柵の維持管理を徹底し、「自分たちの農地は自分たちで守る」という意識の醸成を図る。
令和 6 年度	ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ニホンザル 他	○生息密度推定調査結果に基づいた、ニホンジカ 等の重点的な捕獲を検討し、捕獲圧を高める取り 組みを実施する。 ○無意識の餌付け(放任果樹や収穫残渣、ひこば え等人間が被害と思わないもの)を地域住民に周
令和 7 年度	. 他	知し、耕作地周辺の保全管理等と併せて獣が近寄りづらい集落づくりを推進する。 〇広域的に移動するニホンザル(地域個体群)については、ICTを活用した広域的情報共有システムの活用により周辺住民への生息情報を提供し、 集落単位による追い払いを実施する。また、その体制整備のための研修会を開催する。

- 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項
 - (1)関係機関等の役割(クマ出没を想定)

関係機関等の名称	役割
福知山市	クマの市街地出没等の緊急時は、本市関係部局、振興局、警察、狩猟団体と連携し、地域住民への周知と安全
1	確保に努める。
狩猟団体	本市からの要請を受け、被害現場の確認及び捕獲。
	市、振興局、警察と連携して対応。
中丹広域振興局	市と連携して対応。捕獲許可の検討。
福知山警察署	関係機関と連携した対応。市民への安全確保。

(2)緊急時の連絡体制

緊急事態の発生の際は、福知山市、中丹広域振興局、福知山警察署、狩猟団体の間で速やかに情報共有の上、現場参集し、周辺の安全を確保する。広報(HP・防災メール・防災無線等)を実施し、地域住民に注意喚起を行う。必要に応じて関係機関との協議により緊急的な捕獲を検討する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣の処理については焼却、埋設、利活用とする。

焼却は、中丹3市の共同利用施設である「中丹地域有害鳥獣処理施設」で行う。

埋設は適切な埋設処理を徹底する。

利活用は市が認定している搬入施設であるジビエ加工処理施設へ搬入若しく は自家消費を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1)捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	市が認定している搬入施設であるジビエ加工処理施設 へ搬入し、食肉利用とする。(4施設)
ペットフード	市が認定している搬入施設であるジビエ加工処理施設 へ搬入し、ペットフード利用とする。(4施設)
皮革	他市町の取組等を参考に、有効活用について検討する。
その他 (油脂、骨製品、角 製品、動物園等で のと体給餌、学術 研究等)	他市町の取組等を参考に、有効活用について検討する。

(2)処理加工施設の取組

可能な範囲で民設民営の既存ジビエ処理加工施設での利活用を行う。 処理加工施設の設置要望が民間の団体・個人からあった場合は、鳥獣被害防 止総合対策交付金の活用について、中丹広域振興局とともに支援及び指導を 実施する。

(3)捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

他地域におけるジビエ処理施設での研修等、農林水産省等が主体となって実施する「利活用技術者育成研修事業」等を活用し、情報収集に努める。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

被害対策協議会の名称	福知山市有害鳥獸対策協議会	
構成機関の名称	役 割	
福知山市内自治会	生活環境被害の情報提供、住民への周知	
福知山市内農区	農作物被害の情報提供	
京都府中丹広域振興局	諸制度の情報提供、府関係機関との調整	
京都府中丹広域振興局	野生鳥獣保護と駆除についての情報提供	
(京都府緑の指導員)	封/土局が休碌と心がに グいての月刊の定法	
京都府中丹西農業改良普及センター	防除対策についての助言	
福知山市農業委員会	農家、集落、被害実態の情報提供	
福知山地方森林組合	森林被害状況の情報提供	

京都農業協同組合	農作物被害の情報提供
京都丹の国農業協同組合	<i>II</i>
狩猟団体	鳥獣の生息状況、捕獲実態の情報提供
福知山動物園	動物の生態についての助言
福知山市役所	協議会運営、事務局
ジビエ振興事業所	捕獲した鳥獣の食品・その他有効利用
由良川漁業協同組合	内水面漁業被害の情報提供

(2)関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
狩猟団体	捕獲活動・突発対応等の現地対応
福知山警察署	市民からの情報共有、クマ対応等
京都府中丹広域振興局	関連情報の提供

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成23年度から職員による実施隊を設置している。

狩猟免許保持職員による捕獲、侵入防止柵の設置の指導、対象鳥獣の生息状況・ 被害状況の調査、被害防止技術の向上及び普及指導に関することを実施。

(ニホンザル)

大丹波地域サル対策広域協議会に属する近隣市町と連携して被害対策に取り組む。

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

兵庫県立大学及び兵庫県森林動物研究センター等の専門家からの情報の提供や 技術的な助言及び指導を受ける。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

現在、市内3か所の「獣害対策モデル地区」で実施している ICT 機器を活用した地域主体の獣害対策で得られたノウハウを市内他地域にも水平展開し、地域住民が主体の獣害対策の体制づくりを目指し、地域支援を行っていく。